

精神障害者を心身障害者医療費助成制度の対象とすることを  
求める意見書

現在、東京都の心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象者は、身体障害者手帳1級・2級の身体障害者及び療育手帳（愛の手帳）1度・2度の知的障害者の方々となっており、精神障害者は対象外となっている。

日本も国連障害者権利条約を批准し、平成28年4月1日からは障害者差別解消法が施行された。東京都の医療費助成制度において、精神障害者を対象外にしたままであることは、精神障害者の方々から差別と評価されかねない。

よって、武蔵村山市議会は、東京都に対し、精神障害者を心身障害者医療費助成制度の対象とすることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月28日

武蔵村山市議会議長

高山 晃 一

東京都知事 小池 百合子 殿